



令和5年 (2023年) 7月12日(水)

No. 15936 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012

大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <https://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆商標のパロディと表現の自由 ~Jack Daniel's Properties, Inc. v. VIP Products LLC事件米国最高裁判決の紹介~ (1)

☆知的財産関連ニュース報道 (中国版) (10)

☆日本弁理士会著作権委員会 研究レポート No.32 (12)

商標のパロディと表現の自由

~Jack Daniel's Properties, Inc. v. VIP Products LLC事件米国最高裁判決の紹介~

大野総合法律事務所
弁護士 山口 裕司

1 最近の連邦商標法に関する米国最高裁判決の論点

最近の連邦商標法(ランハム法)に関する米国最高裁判決では、表現の自由について規定する合衆国憲法修正第1条との関係が論点となることが多いように思われる。

ランハム法2条(合衆国法典15編1052条)は、(a)項で、「不道徳的、欺瞞的又は醜聞的な事項」や「(生

死を問わず)ある人、団体、信仰若しくは国民的な象徴を軽蔑し、それらとの関係を偽って示唆し、それらを侮辱し又はそれらの評判を落とす可能性のある事項」から成るか、それらを含む商標は、商標登録が認められないことを規定している。Matal v. Tam事件の米国最高裁2017年6月19日判決は、アジア人に対する蔑称である「The Slants(つり目)」の商標登録が拒絶されたという事案で、人を軽蔑する

知的財産の戦略強化を図ります®

弁理士法人

岡田国際特許事務所

SINCE 1960

所長弁理士 服部 光 芳	副所長弁理士 佐久間 卓 見
パートナー補弁理士 矢代 加奈子	相談役弁理士 福田 鉄 男
相談役弁理士 安藤 徹	弁理士 太田 直 矢
弁理士 加藤 圭 一	弁理士 西脇 真紀子
弁理士 三谷 幸 治	弁理士 朝岡 朋 子
弁理士 村田 新 也	弁理士 石原 秀 樹
特別顧問弁理士 竹中 弘	オフ・カウンセル 米国パテントアトニー フランク ファム

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目10番19号(名古屋商工会議所ビル内)
TEL 名古屋(052)221-6141 FAX(052)221-1239
URL <https://okada-patent.gr.jp>

